

印旛沼流域水循環健全化会議

第19回委員会

本 編 資 料

平成23年9月9日

千 葉 県



環境基準

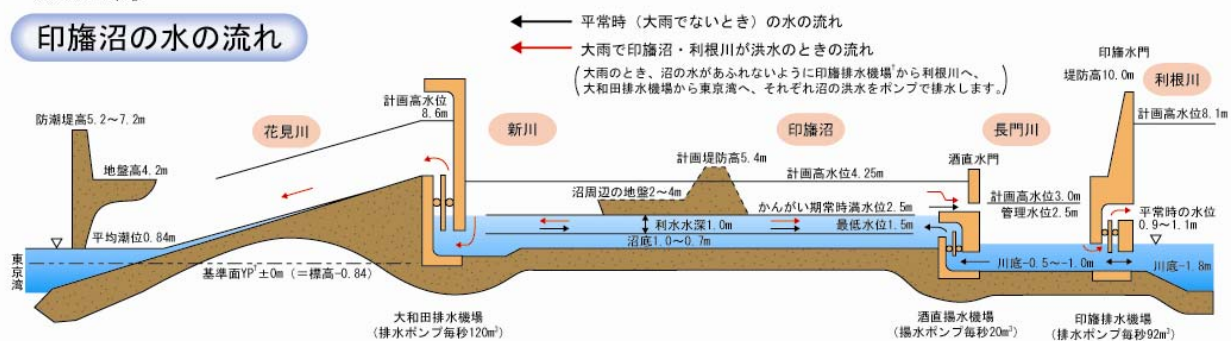
項目	類型	基準値	湖沼水質保全計画目標値※	平成22年度年平均値
COD	湖沼・A	3.0mg/l (75%値)	7.5mg/l 8.9mg/l※※	8.9mg/l 10mg/l※※
T-N	湖沼・Ⅲ	0.4mg/l	2.7mg/l	2.9mg/l
T-P	湖沼・Ⅲ	0.03mg/l	0.10mg/l	0.14mg/l

※第5期の目標値で、施策を講じた場合の平成22年度の年平均値
※※COD75%値

利水状況

項目	状況
上水	3,887万m ³ /年(平成21年度)
工業用水	6,536万m ³ /年(平成21年度)
農業用水	6,993万m ³ /年(平成21年度)
内水面漁業	156t/年(平成20年度、手賀沼を含む)

印旛沼の水の流れ



～ 目 次 ～

1. はじめに.....	1
1.1 健全化会議の目的.....	1
1.2 印旛沼の6者連携.....	1
1.3 健全化会議の進め方.....	2
1.4 健全化会議の体制.....	3
2. 前回委員会および行動推進分会での主な指摘と対応.....	4
2.1 主な指摘と対応.....	4
2.2 議事要旨.....	5
3. 今後のスケジュール.....	11
4. 印旛沼大賞.....	12
5. 水資源功績者表彰.....	18
6. 健全化会議のこれまでのあゆみ.....	21

1. はじめに

1.1 健全化会議の目的

会議は、印旛沼・流域の再生に向けて、2010年1月に策定された「印旛沼流域水循環健全化計画」および「第1期行動計画（案）」に従い、流域関係者の連携・協働のもとに着実に計画を推進する。（健全化会議規約より）

1.2 印旛沼の6者連携

印旛沼流域水循環健全化会議を中心に、住民や市民団体、企業、水利用者、行政等、印旛沼・流域の再生に関係する6者が連携して計画を推進する。

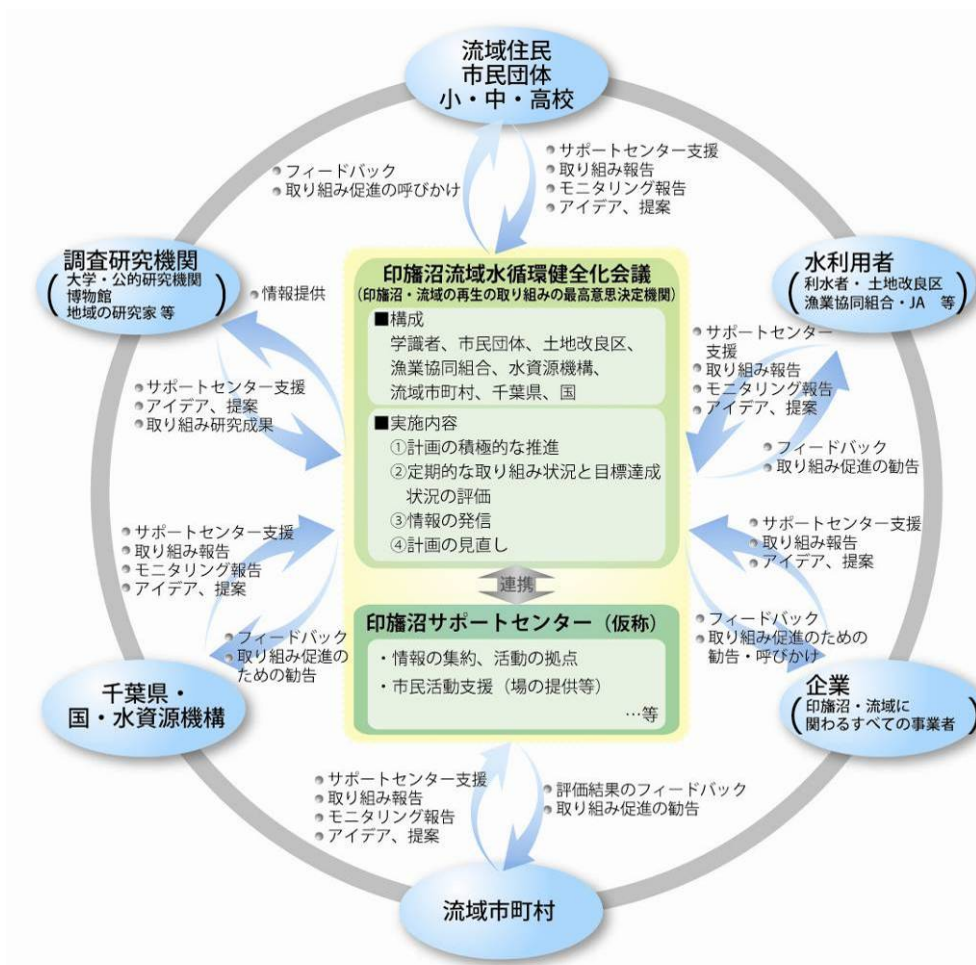


図 1 印旛沼の6者連携

1.3 健全化会議の進め方

2010（平成 22）年 1 月に策定された、「印旛沼流域水循環健全化計画」を踏まえ、以下の 4 点の通り、会議を進める。

- ① 健全化計画で掲げた取り組みの実施状況（取り組み指標）および目標達成状況の確認。また、行動計画の 101 の対策の実施状況については、数年に一度確認。
- ② 5 年毎に計画（目標達成状況や取り組み内容等）を点検し、必要に応じて計画を見直す。
- ③ 第 1 期行動計画（～2015（平成 27）年度）が終了する段階で、第 1 期の課題等を踏まえて第 2 期行動計画を決定する。
- ④ 印旛沼流域水循環健全化会議を継続的に開催し（1 回／年程度）、会議において①～③について評価・確認・討議する。

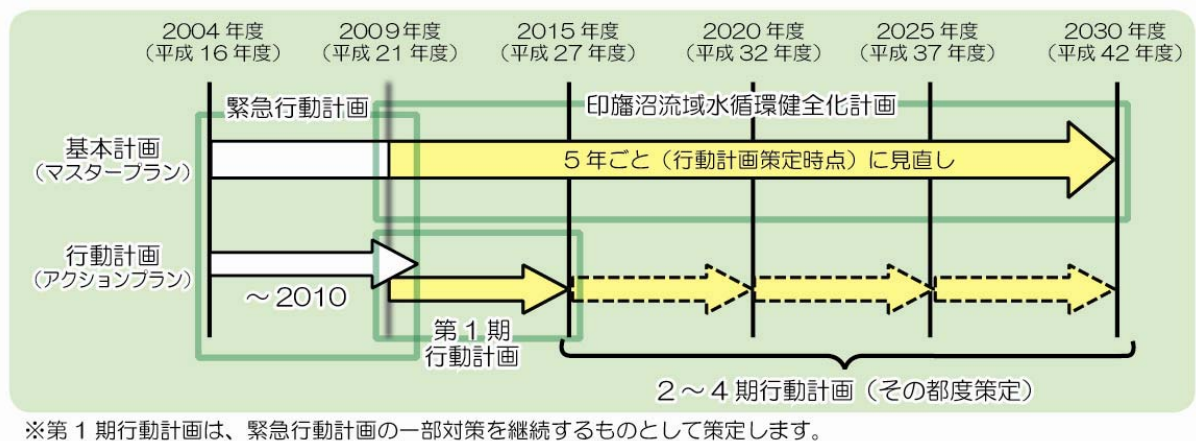
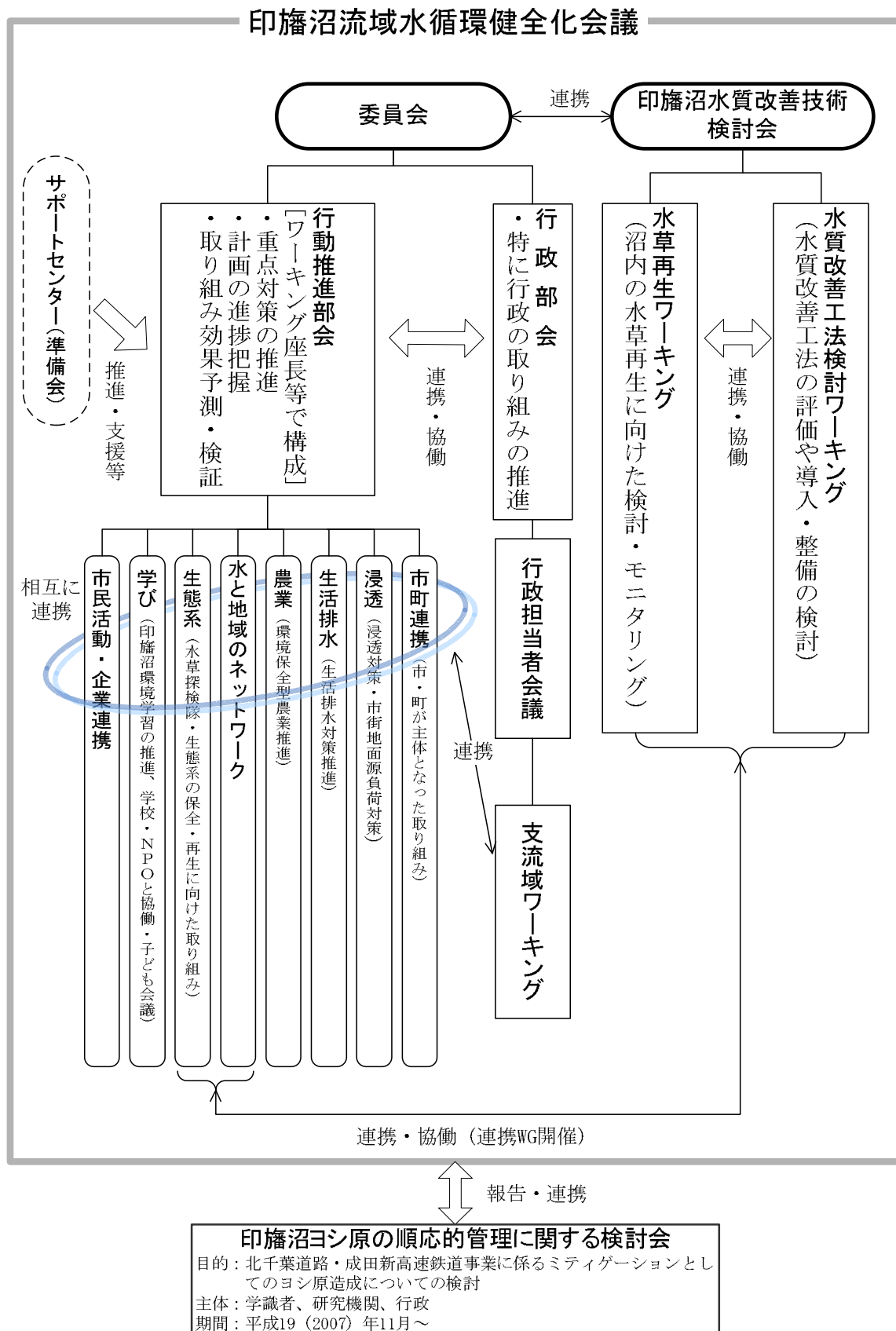


図 2 健全化計画（基本計画）と行動計画により取り組みを着実に推進

1.4 健全化会議の体制



2. 前回委員会および行動推進分会での主な指摘と対応

2.1 主な指摘と対応

前回委員会（平成 22 年 10 月 27 日）における、委員からの主な指摘と対応は下表の通り。
また、議事要旨を次ページ以降に示す。

表 1 第 18 回委員会での主な指摘と今後の対応

議事	No.	主な指摘	対応
(1)前回委員会 の内容確認	1	(内容を確認し、意見はなかった)	—
(2)これからの 健全化会議の 体制	2	・高度処理型合併浄化槽人口は 4000 人しかいない。県で条例を策定して促進する必要がある。このような制度的な課題の解決も図る必要がある。(太田委員)	・茨城県の霞ヶ浦条例等、事例を参考にしながら、制度化の可能性について議論を生活排水 WG で行う。
	3	・ナガエツルノゲイトウは、除去しても放置すればまた繁茂してしまう。完全に除去する方法を検討するべきである。(本橋委員)	・外来生物対策については生態系 WG で議論する予定である。
	4	・このプロジェクトは住民にほとんど知られていない。広報の議論が必要である。(金親委員)	・WEB サイトや印旛沼流域環境・体験フェア等、印旛沼を知ってもらうためのしかけを進めていく。
	5	・印旛沼では関係者の努力が不足しているのではない。具体的な取り組みをお願いしたい。(清水委員) ・いろいろなところへ働きかけていくことを強化していかなければならない。(虫明委員長)	・様々な実施主体への働きかけを強化していく。その一つとして、印旛沼大賞の創設を考えている。
(3)規約の改定	6	・提案の通り、規約の改定について承認を得た。	—
(4)前回委員会 後の行動報告	7	・健全化会議に関連するイベントだけでなく、市町でも様々なイベントを行っている。これらとの連携が必要である。(本橋委員) ・ばらばらではなく、調整してイベントを合同で開催できるものは合同で開催すればよい。(本橋委員)	・今回 10 月 22 日の「印旛沼流域環境・体験フェア」は佐倉市の一斉清掃、市民団体との協働で実施する。
(5)実施主体か らの取り組み 報告	8	・何らかの形で住民に活用させる、水辺に近づけるという視点を考えてほしい。(金親委員) ・川は使えば使うほどきれいになるというのは、全国大会で発表のあった新町川の経験でもある。(虫明委員長)	・川と沼ですてきな！体験を提案する全国大会 in ちばでの議論を活かし、水と地域のネットワーク WG での検討や、水辺での体験イベントなどを実施していく。

2.2 議事要旨

日 時： 2010 年 10 月 27 日（水） 13：30～17：30

場 所： 幕張メッセ国際会議場 3 階 301 会議室

(1) 議事概要

A) 議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 前回委員会の内容確認
 - (2) これからの健全化会議の体制
 - (3) 規約の改定
 - (4) 前回委員会後の行動報告
 - (5) 実施主体からの取り組み報告
4. 閉会



B) 配付資料

- 資料 1 議事次第等
- 資料 2 第 18 回委員会 本編資料
- 資料 3 パワーポイント資料
- 資料 4 進捗状況報告
- 資料 5 年次報告書
- 資料 6 水草マップ・川の健康診断マップ
- 資料 7 ご意見記入シート

(2) 議事要旨

1) 虫明委員長挨拶

- ・ 緊急行動計画の策定とその後の行動を行ってきた。
- ・ 本年 1 月、健全化計画を策定し、また同時に第 1 期行動計画（案）を策定し、2 月には行動大会を開催し、首長の署名をいただいた。

- ・ 計画を絵に描いた餅にしないためには、以下 3 点の実行力のある仕組みを作る必要がある。
 - 流域の市町村との連携・協働が不可欠である。
 - みためし行動計画の様々な課題、また新たな行動をいかに流域全体に拡げていくか、が重要である。
 - 流域水循環健全化は最終目的ではなく、いきいきとした地域まちづくり、地域おこしが重要であり、これらとの連携が必要である。これは、先日開催された全国大会とも関連する。
- ・ このような新しい方向性に向けて、どのような体制、または精神で行動していくかが、本日の重要な議題である。

2) 前回委員会の内容確認

(特になし)

3) これからの健全化会議の体制

- ・ 流域 WG ではなく、「支」流域 WG を名称とした方がよい。(虫明委員長)
- ・ 高崎川流域は、窒素等でみると 2 番目に汚染されている。高崎川榎戸の新規開発住宅で水質浄化を試験的に行っている。(太田委員)
- ・ 高崎川流域には、かつてはため池が多く分布しており、現在も残っている。ため池の価値を見直すことは、水質改善、生態系保全の観点からも重要である。(太田委員)
 - ため池は湧水の浸みだしを溜め、利用するものである。他のタイプの湧水とあわせて保全していく必要がある。生態系 WG でも議論いただきたい。(堀田委員)
- ・ 高崎川流域では、谷津田の農家が危機的な状況になっている。遊休農地が増えている。水田農家の経済的な状況、さらに後期高齢者が 6 割を占めているという課題を農林部局で取り扱っていただきたい。(太田委員)
- ・ 高度処理型合併浄化槽人口は 4000 人しかいない。県で条例を策定して促進する必要がある。このような制度的な課題の解決も図る必要がある。(太田委員)
- ・ 兵庫県ではコウノトリの取り組みが成功しており、コウノトリ米は 3 割増の価格で取引されている。今度、報告会を実施する予定である。(太田委員)
 - コウノトリは農業や冬期湛水などいろいろな問題に関連してくると認識している。今後の課題としたい。(堀田委員)
- ・ 支流 WG は、具体的な問題点に対してできるところから始めていけばよい。(虫明委員長)
 - 新しくなった各 WG で議論し、横断的なつながりの中で、状況に応じて支流域でまとめていきたい。(事務局 吉田室長)
 - 支流 WG は個々の WG をまとめるものではなく、並行して議論されていくものでもあるべきである。(虫明委員長)
- ・ 生物多様性の本質は水環境の多様性である。その中でも水田が非常に重要なものであると認識されている。今日の説明では水田の話が抜けていると感じた。これまでも印旛沼では冬期湛水の取り組みを行っており、農林水産省も冬期湛水を行おうとしている。今後、冬期湛水をどう考えていくのか。(中村委員)
 - みためし冬期湛水の成果はとりまとめた上で、各主体での取り組みが行われるものであると考えている。(事務局 吉田室長)

- みためし冬期湛水の取り組み、成果は報告されている。今後も農業や生態系などいろいろなところで議論されるものとして認識している。（堀田委員）
- ・ 生態系 WG では、まずこれまでの成果を評価し、それを尊重しながら、今後の取り組みの方向性を出すことが重要な課題であると認識している。この地域のシンボルであるトキの復活や、その餌である魚類の保全是当然視野に入っているが、すそ野が広いのでどう議論するかは難しいと認識している。今後の取り組みの方向性は事務局とも相談して早急に決定したい。（生態系 WG 長谷川座長）
- ・ 茨城県の霞ヶ浦では、既に条例で、単独からの転換、高度処理型の設置の義務化が行われている。千葉県でも同様の制度化に向けた議論が必要と考えている。（生活 WG 千代座長）
- ・ 印旛沼の面積等の諸元が、出典により異なる。何が正しいか教えて欲しい。（本橋委員）
 - 諸元が異なる経緯等については今後調査する。（事務局 吉田室長）
- ・ COD やリンの負荷は市街地からのものを削減しなくてはならない。調整池への対策だけで市街地からの負荷を削減できるか。（本橋委員）
 - 調整池での対策などの新たなメニューも浸透 WG で検討していただきたい。（事務局 小野沢室長）
- ・ ちばエコ農産物と慣行の農産物の違いは何か。「化学肥料・農薬を減らしている」だけでは消費者は買わない。具体的な目標数値などが示されているとよいのではないかと。（本橋委員）
 - ちばエコ農産物は「慣行農法より化学肥料・農薬の使用量を半分以上にして生産された農産物」と定義されている。（事務局 山口副主幹）
- ・ 農業排水路にはシジミなどがいまだ細々と生息している。そのような生物（特に魚介類）の実態についても把握すべきである。（本橋委員）
- ・ ナガエツルノゲイトウは、除去しても放置すればまた繁茂してしまう。完全に除去する方法を検討すべきである。（本橋委員）
 - 外来生物対策については生態系 WG で議論していきたい。（事務局 吉田室長）
- ・ 水土里ネットの資料には水に入ることは危険だと書いてある。一方では親水が重要だと言っているという矛盾がある。親水箇所を整備するより前においても、親水の意識の醸成も重要だと思う。（本橋委員）
 - 行政の「水辺に近づくな」という警告は、管理責任者としては仕方がないかもしれないが、今後は見直してほしいとも感じる。（虫明委員長）
- ・ 親水性については 101 の対策にも入っているが、未だ具体化していない。先日諏訪湖を視察した際は、流域の行政の整備による親水拠点が多く存在していた。印旛沼では民間で舟戸にカップ公園の整備を進めているが、民間だけでは限界がある。親水性の方向性をこの会議で議論・検討いただきたい。（太田委員）
- ・ 親水性については、メンバーや方向性の説明がなかったので、事務局から説明いただきたい。（虫明委員長）
 - 水質がよくなってから親水を考えるのではなく、まず水辺に近づくことができないということから考えていく必要があると認識している。親水性のある箇所が少ない課題の解消として、拠点とそれらのネットワークのことを今後検討していきたい。ネットワークでは、自転車道のような陸路と舟運のような水路の両方を検討する必要がある。まだメンバーは決定していないが WG にて議論し、委員会に報告する。（大野事務局長）

- ・ 親水とは水に近づくだけではなく、印旛沼水系、利根川も含めて、水辺を中心にしていかにまちづくりを行うか、ということも視野に入れる必要がある。市町長サミットでも拠点整備の話はあったが、これをネットワーク化する必要がある。連携は、首長さんはみな重要だと言っていた。地域づくり・連携を考える部局で考えていかないといけない。そのため、市町には、地域づくり・連携を考える係を作る必要がある。首長の意見を聞くと、熱意は感じるし決意表明もいただいた。今後どのような形にするか、自分自身がその役割を引き受けたいと考えている。（虫明委員長）
- ・ コウノトリを関東に呼ぶというプロジェクト（南関東エコロジカルネットワーク検討会）に対して野田市や小山市は非常に熱心で、印西市も興味を持っていると聞いている。荒川上流、渡良瀬、印旛・手賀沼、霞ヶ浦、房総半島などがモデル地域の対象にあがっている。（利根下流河川事務所 松井所長）
 - コウノトリは流域再生の将来の大きなターゲットになりうると考えられる。ただ、健全化会議がコウノトリを主テーマにするには、議論の余地があると考えられる。（虫明委員長）
- ・ 4 イベントでたくさんの住民を集める、そしていかに広げるかが一番のポイントであり、広報は非常に重要である。このプロジェクトは住民にほとんど知られていない。広報の議論が必要である。（金親委員）
- ・ 印旛沼流域では、里山の管理は農家の経営と一体である。森林・水の涵養面でも重要なことである。里山をどうするかという視点も重要である。（金親委員）
- ・ 湧水の変化をはじめ、水環境の変化を捉えるためには長期間の継続的な調査が必要である。（堀田委員）
- ・ 今後の新体制では、委員の方に行動推進部会へ加わっていただき、議論していきたい。（堀田委員）
- ・ 流域市町村では、里山保全、涵養域保全の課題となり、取り組みがなされようとしている。今後、生態系 WG の中で科学的な知見に基づき施策提言し、価値のあるものに対して、行政が条例化するなどの検討が求められてくる。市町ごとの単独ではなく、流域全体を視野に入れたかたちでの検討が必要になる。この場合は議論するに重要な場であると考えている。（生態系 WG 長谷川座長）
- ・ 今日の印旛沼は風で巻き上がっていて真っ黒であった。人間活動を優先し、ため池のように印旛沼を扱ったため、土砂や堆積物が溜まり印旛沼が汚れてしまった。それを根本的に直すような考えが必要である。手賀沼は清澄な状態が取り戻せた。5 沼では関係者の努力が不足しているのではないか。具体的な取り組みをお願いしたい。（清水委員）
 - 5 このような世論を踏まえて、いろいろなところへ働きかけていくこと、行政や NPO の方々を含めてこれを強化していかなければならない。（虫明委員長）

4) 規約の改定

- ・ 行動推進部会への出席には健全化委員も含むのか。（本橋委員）
 - 基本的には出席いただきたい。（事務局 吉田室長）

5) 前回委員会（1/7）後の行動報告

- ・ 沼の昔を語れるのは85歳以上の方々と、彼らが語った内容は重要な歴史の証言である。再生行動大会での話の記録を小冊子・資料等にまとめるなどして残し、また配布すべきである。（本橋委員）
 - 昔物語の作成・配布は検討したい。また、水機構が既に作成しているパンフレ

ットの内容と重複しないようにしたい。（事務局 吉田室長）

- ・ 健全化会議に関連するイベントの紹介のみがなされたが、7町でも様々なイベントを行っている。これらとの連携が必要であり、また市町で実施しているイベントの広報も必要である。この会議がその役割を果たすべきである。（本橋委員）
 - 清掃活動等の市町村の活動は、印旛沼水質保全協議会の中で広報していくなどの方法が考えられる。（事務局 小野沢室長）
 - 清掃活動については市町村みためしで取り上げている市町村もある。（事務局 吉田室長）
- ・ 8月末の環境・体験フェアと同じ日に、印旛沼環境基金では公開講座を開催した。印旛沼関係のイベント同士で客を奪い合う必要はない。7ばらばらにイベントを開催しないで、調整して合同で開催できるものは合同で開催すればよい。事業もそうだが、啓発も大変重要である。（本橋委員）
- ・ 我々は一生懸命取り組んでいるが、千葉市や浦安市など上水・工水等の利水者は印旛沼の水を使っていることをほとんど知らない。利水者への周知・PR も重要である（太田委員）
- ・ 佐倉市から、環境フェアと一斉清掃の連携の提案があった。市民参加型の環境フェアは非常に重要であるため、ぜひ今後は連携して欲しい。（美島委員）
- ・ 印旛沼関連の行事・イベントをまとめて把握する仕組みをつくる必要がある。流域のイベント情報をカレンダーなどに整理してはどうか。（虫明委員長）
- ・ 全国大会は非常によい会議であったと思う。来年以降はどのように考えているのか。（虫明委員長）
 - 今回の全国大会は印旛沼に面した市町に、サミットに参加いただいた。来年以降は、上流の市町の首長も水辺に近づいて、一緒に考えていきたい。来年以降も継続して実施していきたい。（事務局 吉田室長）
- ・ 水質改善技術検討会では、沈水植物の再生のためにザリガニ対策が重要であるとのこと
が明らかになってきている。ザリガニをキーワードにすれば生態系にも関わる。駆除を
どうするか、あるいはそれをどう活用するかという議論も出てくる。それらを視野に入
れてザリガニ退治を考えてもらいたい。（虫明委員長）
- ・ 健全化会議の新体制として、提案の方針で進めることについて承認いただいた。（虫明
委員長）

6) 実施主体からの取り組み報告

- ・ ナガエツルノゲイトウの除去は除去工法を検討し、除去を依頼する側と、除去する側が
よく協議して最も効果的な方法で進めるべきである。（本橋委員）
- ・ 農家や土地改良区だけでナガエツルノゲイトウを完全に駆除するのは非常に困難なの
で、行政による支援をお願いしたい。（清水委員）
- ・ オニビシの除去はかなりの効果が期待できる。オニビシを乾燥させた堆肥は、イチゴを
はじめとしてかなりよい肥料になる。ホテイアオイはネギ栽培の肥料によいといわれて
いるが、一年程度寝かせる必要がある。そのような活用法は研究されてもいいのではな
いか。（本橋委員）
- ・ 河川の土手や河川敷に生えるクズやアレチウリが繁茂している。これらは、子どもたち
を水辺に近づける妨げとなっている。親水促進の一環として、これらの除去も十分考え
ていいことではないか。（本橋委員）
- ・ 鹿島川の改修工事に関して、いつまでに完了させる予定であるのか。親水性の問題も絡

めて、環境に関するコンセプトを教えてください。（太田委員）

- 整備計画では概ね 30 年後までに完了することとしている。基本的には多自然、現存自然の保全を図ることを方針として実施している。（河川整備課 中橋主幹）
- 鹿島川の右岸は桜を植えるという計画がなされていたが、結果的には桜を植える用地を取得していないだけでなく、地権者への説明も行っていない。コンセプトがあれば関係者に対して早めに伝えるべきである。（太田委員）
- 河川管理者自ら桜を植えることはできないため、流域自治体と調整しながら実施してもらうことが現実的だと考えている。（河川整備課 中橋主幹）
- 印旛沼周辺に緑が少ないのは事実で、まちおこし、地域おこしという視点の中で、緑のネットワークをつなげることは水辺整備のこれからの一つの課題である。誰が作るかという問題はあるが、印旛沼の地域再生を念頭において、ただ堤防を造るだけではなく、緑化等の取り組みを率先して考えていくことをお願いしたい。（虫明委員長）
- ・ COP10 では外来種はあまり議論されていない。外来種はグローバリズムの結果であり、日本の外来種も外国では迷惑をかけており、お互い様ということがある。自然再生を行っているところには外来種は入っておらず、直立護岸や急に深くなるような不自然なところに外来種がはびこっている。さらに、昔はモク採りなどを通じて、地域で物質を循環するシステムがあったが、現在では物質循環がなされていない。地域にあった不自然でない水辺をつくり、外来生物など不自然なものがでたら取り去り、それを再利用するという流れ、物質循環が重要である。ただそれに係るコストについては全員で考える必要がある。（中村委員）
- ・ 8 活用することにより市民が近づく。それによって、その場所はきれいになる。印旛沼が 100 年、30 年先にきれいになるといわれても、誰も見向きもしない。鹿島川を例にとってみても「一級河川では河畔の利用は不可能である」といわれたら「仕方ない」と議論が終わってしまう。8 何らかの形で住民に活用させる、水辺に近づけるという視点を考えてほしい。（金親委員）
 - 8 川は使えば使うほどきれいになるというのは、全国大会で発表のあった新町川の経験でもある。本当に重要な視点である。（虫明委員長）

7) その他

- ・ 11 月 24 日（水）、京成佐倉駅北口のミレニアムセンターにおいて、「印旛沼の水草の変遷」というイベントを行う。元河川局長の松田先生に特別講演もお願いしているので、是非参加いただきたい。（太田委員）
 - こういったイベントも含めて、ホームページに載せていただきたい。（虫明委員長）

－ 以上 －

3.今後のスケジュール

No.	行動	目的・内容	H21	委員長 部会長 座長	H22年度	第1期行動計画期間														H28～ (第2・3・4期)	
						H23年度												H24年度	H25～27年度		
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	委員会	健全化会議の取り組みの最高意思決定機関	健全化計画・第1期行動計画(案)の策定(H22/1)	虫明委員長	18th. 10/27	勉強会 12/9	計画の推進・進捗管理												継続:年1回程度	継続	印旛沼・流域の再生(H42目標)
2	行動推進部会	重点対策の推進 計画の進捗把握 取り組み効果予測・検証		堀田委員	10/21	① 3/25	各WG座長、健全化委員で構成 各取り組みの情報共有・横連携推進												継続:年2回	継続	
3	行政部会	行政の取り組みの進捗管理		水質保全課長	① 10/18	委員会開催前に実施												継続:年1回	継続		
4	行政担当者会議	対策の進捗管理調査 等		(河川環境課)	随時実施(対策実施状況の把握等)												継続:年1回	継続			
5-1	重点対策群の実践	市町連携		(河川環境課)	(市町村みためし)	報告会 3/4	流域単位での取り組みを意識し、市町村みためしを充実 市町の各WGへの参加促進 市町村みためし行動の促進、報告会												継続	継続	
5-2		浸透		東京理科大学 二瓶准教授	① 1/31	② 3/11	加賀清水・調整池改良モニタリング 浸透対策・調整池改良の流域展開 浸透対策普及・制度化検討												継続	継続	
5-3		生活		浄化槽検査センター 千代事務局長	① 1/18	下水道・農集排・浄化槽の関係課との協議継続 高度処理型合併処理浄化槽普及、市町連携 浄化槽でのリン除去機能向上の調査研究												継続	継続		
5-4		農業		JA富里市 仲野常務	① 12/19	流域展開:施肥適正化、流通・消費との連携検討等 (JA、農林部局等が主体)												継続	継続		
5-5		水と地域のネットワーク		虫明委員長	全国大会 10/8～10	親水拠点の整備・ネットワーク化に向けた検討 市民団体・市町等、関係者と検討・協議												継続	継続		
5-6		生態系		東邦大学 長谷川教授	⑥高崎川 7/21	①WG 1/18	水草探検隊の実施 (水辺)生態系の把握 外来種対策の検討												継続	継続	
5-7		学び		堀田委員	教員研修会 7/28	①WG 2/16	モデル校(3校)での環境学習推進 教員研修会の開催 コーディネーターの仕組み検討												継続	継続	
5-8		市民活動・企業連携		企業連携	—	企業と連携し具体的に実践 (環境・体験フェアや連携プログラム等での連携)												継続	継続		
5-9				連携プログラム	(河川環境課)	登録団体の増加に向けた取り組み・呼びかけ												継続	継続		
6	市民団体等の自主的行動推進の仕組みづくり	住民、市民団体等の行動支援の仕組みの検討				検討会 3/2	市民団体との今後の連携内容の検討 活動カテゴリー分けして点から面への活動促進 (NPOが実施可能な業務を委託可能か検討)												継続	継続	
7	健全化計画策定検討	計画策定・見直しに関わる検討				計画書の増刷												必要に応じて健全化計画見直し 第2期行動計画策定	第3.4期策定		
8	モニタリング・計画進捗管理	9つの指標に対するモニタリング 市民参加型モニタリング実施				モニタリング計画に従って実施(流域河川流量・水質、見透視度、アオコ、利用人数 等) 対策実施状況・目標達成状況の整理												継続	継続		
9	印旛沼再生行動大会	取り組みの情報発信の場				(今年度はなし)												(計画見直し、次期行動計画策定時に開催を検討)			
10	印旛沼流域環境・体験フェア	イベントを兼ねた、広く一般への取り組みの情報発信の場 子どもまで参加可能として開催				環境・体験 フェア 8/28	市民団体、関係機関、流域市町と連携												年1回を予定		
11	印旛沼水質改善技術検討会	水質改善対策(河川事業)の検討 水質問題の専門的な議論			虫明座長	年1回を予定												年1回を予定			
12	流域の関連イベント	流域内の関連イベントとの連携				コスモス祭り 10月 NARITA 花火大会 10/15															

4.印旛沼大賞

印旛沼大賞 表彰規則（案）

（趣旨・目的）

第一条 この規則は、2010年1月に策定された「印旛沼流域水循環健全化計画」で定められた基本理念「恵みの沼をふたたび」の実現にむけて、その功績が顕著なものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定めるところによる。

- 一 印旛沼・流域：印旛沼と、千葉県の13市町（千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、八千代市、鎌ケ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町）の内、降った雨が印旛沼に流れ込む範囲を指す。
- 二 印旛沼流域水循環健全化会議（以降、「健全化会議」）：印旛沼に関係する住民・市民団体、専門家、関係機関、行政等が構成する、印旛沼・流域の再生に向けて、流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善施策、治水対策を検討する会議。
- 三 「印旛沼流域水循環健全化計画」（以降、「健全化計画」）：平成42年度を目標年次とし、「沼の恵みを再び」を基本理念、「水循環」をキーワードとし、印旛沼の水質改善、自然環境の保全・再生とともに地域の活性化を目指す、印旛沼及び流域の水に関するマスタープラン。
- 四 委員会：健全化会議の構成員にて開かれる方針決定の場。その委員長は、学識経験者から選出される。
- 五 行動推進部会：健全化会議委員会の下部組織の一つ。印旛沼流域水循環健全化計画で掲げた8つの重点対策群での施策を確実に進めるための課題を解決しつつ、具体的に実践し、流域への展開を図ることを目的とする。
- 六 行政部会：健全化会議委員会の下部組織の一つ。印旛沼・流域の再生に向け、主に行政が取り組むべき調査・検討を行うとともに、具体的な施策について調整を図ることを目的とする。

（表彰の対象）

第三条 健全化会議の委員長は、印旛沼・流域において、次に掲げる、健全化計画の8つの重点施策群の1つ又は複数の推進に貢献し、その功績が顕著なものについて表彰する。

- 一 雨水を地下に浸透させる
- 二 家庭から出る水の汚れを減らす
- 三 環境にやさしい農業を推進する
- 四 湧水と谷津・里山を保全・再生し、ふるさとの生き物をはぐくむ
- 五 水害から町や交通機関を守る
- 六 親しみのある水辺空間を創造する
- 七 かつてあった水草を再生する
- 八 環境学習、流域市民の自主的な行動を活発にする
- 九 その他、印旛沼・流域の再生に資するもの

(表彰の方法)

第四条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰状には、副賞として印旛沼大賞ロゴマークの使用権利を授与する。また、WEB サイト「いんばぬま情報広場」や健全化会議主催イベントにおいて、広くこれを周知する。

3 表彰を受けるべき者が個人であって、その表彰を受ける前に死亡したときは、生前の日付にさかのぼって表彰するものとし、表彰状及び副賞は、その遺族に授与するものとする。

4 表彰を受けるべきものが法人等の団体であって、その表彰を受ける前に解散したときは、解散前の日付にさかのぼって表彰するものとし、表彰状及び記念品等は、当該団体の代表者であった者又はこれに相当する者に授与するものとする。

(表彰の回数)

第五条 表彰は、年1回行う。

(応募方法)

第六条 団体・個人において、自ら、または推薦により応募できる。

2 応募する者は申込書（別記様式第一号）に必要事項を記載し、申請内容を証明する資料を添えて、健全化会議事務局へ応募するものとする。

3 自薦の場合、他者からの推薦状を申込書に添付することもできる。

(欠格要因)

第七条 表彰する時点において、表彰候補者が次に掲げるいずれかに該当するときは、表彰を行わないものとする。また、表彰を行った後に、次に掲げるいずれかに該当することが明らかとなった場合は、表彰を取り消すものとする。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 申請内容に虚偽のあったもの
- 四 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事が別に定めるもの

(被表彰者の決定)

第八条 別表1に掲げる選考委員で選考し、健全化会議に推薦した後、委員会にて決定する。

(選考基準)

第九条 被表彰者の選考に際しては、別表2に定める評価基準をもとに選考する。

(表彰数)

第十条 毎年最大3件程度とする。

(被表彰者の登録)

第十一条 委員長は、被表彰者の功績を永久に記録するため、被表彰者の氏名、事績その他必要な事項を表彰者名簿（別記様式第二号）に登録するものとする。

(再表彰)

第十二条 委員長は、既に表彰を受けたものについて新たに表彰すべき事由が生じたときは、再度表彰することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二三年〇月〇日から施行する。

別表1 選考委員

	所属	氏名
健全化会議委員長	東京大学 名誉教授	虫明 功臣
健全化会議委員 (学識者)	東京大学大学院 教授	味埜 俊
	中央大学 教授	山田 正
	千葉県立中央博物館 副館長	中村 俊彦
	東京情報大学 教授	原 慶太郎
	増田学園 常務理事	堀田 和弘
	東京農工大学 教授	千賀 裕太郎
	千葉大学 教授	近藤 昭彦
	独立行政法人土木研究所 上席研究員	深見 和彦
	(財) 印旛沼環境基金 水質研究員	本橋 敬之助
	元環境研究センター 水質環境研究室長	小倉 久子
行動推進部会員	東京理科大学 准教授	二瓶 泰雄
	(社) 千葉県浄化槽検査センター 事務局長	千代 慎一
	J A 富里市 常務	仲野 隆三
	東邦大学 教授	長谷川 雅美
行政	千葉県 県土整備部 河川環境課長	
	千葉県 環境生活部 水質保全課長	

別表2 選考基準

評価項目	具体的内容
取組実績	健全化計画の推進に貢献し、その功績が顕著である
	取組に多大な実績（設置基数、作付面積等）がある
	広域的に取り組んでいる
	その他、評価に値する実績がある
持続性	幅広い世代が参画している
	規約、活動実績等が成文化され公表されている
	長期間にわたり取組を行っている
	その他、取組みに持続性が確保されている
協働性	行政や他の団体と連携している
	地域住民と積極的に交流している
	地域の活性化に寄与している
	その他、他の組織や地域との協働に関し評価できる点がある
独創性	斬新な手法で取り組んでいる
	取組に創意工夫や新技術を導入している
	その他、独創的な点が認められる
発展性	他の団体等への影響や波及が期待できる
	具体的な目標を掲げている

第 1 回印旛沼大賞 応募用紙

様式第一号

応募期間：2012 年〇月〇日～2012 年〇月〇日

種 別	自 薦	他 薦	(○をつけて下さい)	
表 彰 対 象	個 人	団 体	(○をつけて下さい)	
所属団体名				
代 表 者 名			会 員 数	名
所 在 地				
電 話 番 号			F A X	
E - m a i l				
【応募理由】				
【活動内容】				

※枠内に納まらない場合は別紙にて記載ください。

※記載内容を証明する資料を、参考資料として添付してください。

上記のとおり、印旛沼大賞に応募します。(上記と同じ場合は「同上」と記載して下さい)

所 属 :	
住 所 :	
氏 名 :	
電 話 :	
F A X :	
E-mail :	

【提出及び問い合わせ先】印旛沼流域水循環健全化会議 事務局

千葉県県土整備部河川環境課 TEL:043-223-3155 FAX:043-221-1950

MAIL:kawakan2@mz.pref.chiba.lg.jp

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1

【事務局記入欄】 受付年月日：平成 年 月 日 (応募者は記入しないで下さい)

印旛沼大賞 表彰者名簿

表彰番号	表彰 年月日	氏名 (団体名)	住所 (所在地)	表彰事由

5.水資源功績者表彰

(1) 水資源功績者表彰 実施要領

水資源功績者表彰実施要領

昭和54年8月21日
54国水政第166号

1 趣 旨

水資源行政の推進に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰については、国土交通省表彰規則（平成13年国土交通省訓令第53号）に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

2 表 彰 者

表彰は、国土交通大臣が行う。

3 表彰の対象者

表彰は、永年、水資源の開発、利用、水源の涵養等水資源行政の推進に関する組織的かつ永続的な活動に努め、その功績が特に顕著な団体又は個人に対して行う。

4

表彰の方法

表彰は、表彰状を授与して行う。

5

表彰の時期

表彰は、水の週間の行事の中で行う。

6

表彰状等の様式

表彰状の様式は、別記様式のとおりとする。

7 被表彰候補の選考

被表彰者は、国土交通省の調査によるもののほか、都道府県又は水の週間実行委員会その他の団体の推せんした者のうちから、別紙水資源功績者表彰選考基準により、選考する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月8日から施行する。

(2) 水資源功績者表彰 選考準備

水資源功績者選考基準

昭和54年8月21日

54国水政第166号

平成13年4月1日一部改正

1 選考方針

(1) 表彰の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、次に掲げるものとする。

- ① 地域全体にわたる総合的な水資源の開発、利用等に関する組織的活動。
- ② 水源地域における水資源の保全、涵養に関する地方公共団体等の活動。
- ③ 生活用水等の節水、有効利用等に関する集団活動。
- ④ その他水資源行政の推進に有益な普及、啓蒙活動、調査研究等。

(2) 表彰基準

- ① 対象活動が他の模範となり、推奨できるものであること。
- ② 対象活動を行った期間が次に掲げる期間以上であること。
 - ア 個人にあつては概ね 10年
 - イ 団体にあつては概ね 7年
- ③ 個人にあつては原則として年齢が50歳以上であること。
- ④ 団体にあつては、対象活動が将来にわたり継続する見込みがあること。

(3) 被表彰者の決定

- ① 団体及び個人のそれぞれについて、対象活動を行った期間及び地域の範囲によって功績を判定し、被表彰者を決定する。
- ② ①による功績の優劣をつけ難い場合には、次に掲げる者を優先する。
 - ア 表彰実績のある者の少ない都道府県知事から推せんを受けたもの。
 - イ 被推せん回数の多いもの。
 - ウ 個人にあつては年齢の高いもの。

2 水資源功績者選考委員会

- (1) 本表彰に係る被表彰者の審査を行うため、国土交通省土地・水資源局に水資源功績者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- (2) 選考委員会の委員は次のとおりとし、水資源部長を委員長とする。
水資源部長、水資源担当審議官、水資源政策課長、水資源計画課長、水源地域対策課長、水資源計画課水資源調査室長、水資源計画課水資源総合調整官
- (3) 選考委員会の庶務は水資源政策課が行う。
- (4) その他選考委員会の運営につき必要な事項は別に水資源部長が定める。

(3) 清水理事長 功績内容

しみず とよかつ

都道府県名:千葉県

氏名:清水 豊勝

地域

清水氏がご活躍されている印旛沼土地改良区は、千葉県北西部に位置し、印西市外9市2町に跨る面積約64km²、組合員数約9千名の土地改良区です。北部に利根川が流れ、印旛沼を囲む北総台地の下に展開する低平、肥沃な農地が受益地域となっています。一方、地域排水に目を向ければ印旛沼流域540km²、流域内の人口約76.4万人にも関係する土地改良区でもあります。

略歴

平成 5年11月～平成 9年11月 印旛沼土地改良区総代
 平成 9年12月～平成13年11月 印旛沼土地改良区理事
 平成13年12月～現在 印旛沼土地改良区理事長

功績内容

- ・ 印旛沼土地改良区理事長として、水資源の有効利用と印旛沼への環境負荷削減を目的に、農業用水の循環利用を強化する「国営流域水質保全機能増進事業」を着工に導き、併せて環境保全型農業の推進に努力されている。
- ・ 環境との調和への配慮の理念を踏まえ、印旛沼流域水循環健全化会議、印旛沼水質保全協議会等の活動と連携し、自ら「地域用水対策協議会」を立ち上げ、代掻き時の濁水排出抑制技術やちばエコ農業の普及・広報、また地域力との協働による環境保全活動などに力を注いでおられる。

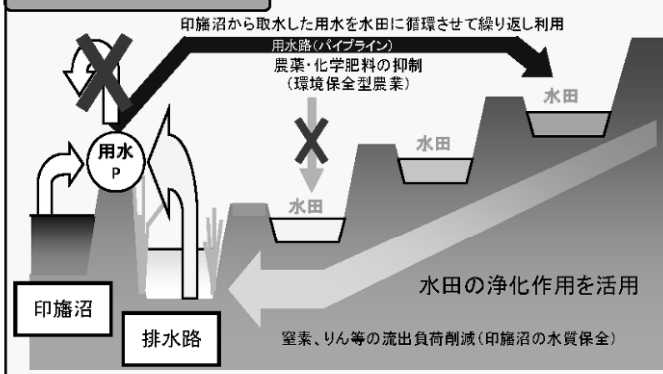
国営流域水質保全機能増進事業

農業用排水施設の更新に併せて水質保全機能の増進に資する施設を整備

揚水機場 3 箇所
 用排水機場 3 箇所
 用水路 52.9km
 排水路 1.1km
 水管理施設 1 式

循環かんがいと環境保全型農業の推進により水質を保全

循環かんがいと印旛沼の水質保全



環境保全活動 集合状況



外来水草の除去状況

印旛沼流域水循環健全化会議のあゆみ

発行：伊旆沼流域水循環健全化会議 事務局
発行日：2010年10月
問い合わせ先：千葉県県土整備部河川環境課
TEL 043-223-3155、FAX 043-221-1950

